

犬山市都市計画法第34条第2号運用基準
(観光資源の有効な利用上必要な建築物)

この基準は、都市計画法第34条第2号の規定のうち、観光資源の有効な利用上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は建築行為若しくは用途変更に適用する。

運用基準

犬山市総合計画に観光の基本施策として定められた既存の観光資源の整備・充実・活用、滞在型観光の推進、観光地を結ぶ交通体系の整備に資するものとして、申請の内容が次の第2項から第10項に該当するものとする。

- 1 利用対象となる観光資源は、次に掲げるものとする。
 - (1) 犬山城、木曾川うかい、木曾川（ライン大橋より上流に限る。）、博物館明治村、野外民族博物館リトルワールド、日本モンキーパーク、その他犬山市観光戦略に掲げる犬山市内の観光資源
 - (2) (1)の周辺地域（犬山市内に限る。）に存する自然、歴史、伝統、文化、産業その他犬山市の観光振興に資する資源
- 2 申請建築物は、次の各号のいずれかに該当するものであること。なお、観光資源と称するもの自体の建築物は該当しない。
 - (1) 当該観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用上必要な施設
 - (2) 観光価値を維持するため必要な施設
 - (3) 既存の観光資源を活用するために必要な施設で、観光振興に資するもの
 - (4) 観光客を対象とした宿泊施設（次項第3号に掲げる施設を除く。）
 - (5) 観光客を対象とした別表1に掲げる休憩施設
 - (6) (1)から(5)までの施設（別表1（4）の施設は除く。）に附属する施設
- 3 第2項(6)に規定する施設については、以下に該当する用途以外の用途とし、当該用途のみに供する部分の延べ面積は1,500平方メートル以下かつ申請建築物の2分の1未満とすること。
 - (1) 住宅、事務所、倉庫及び工場（管理運営上やむを得ない場合は除く。）
 - (2) 食堂、レストラン、喫茶店その他これらに類するもので、主としてアルコールを含む飲料を飲食させるもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する宿泊施設
 - (4) 別表2に掲げる建築基準法別表第2（り）第2号、第3号の用に供する施設
- 4 申請地は、次の各号のいずれかに該当する土地であること。
 - (1) 飛騨木曾川国定公園区域及び当該区域の外周から外側へ300メートル以内の土地。ただし、敷地の一部が該当する場合も、申請地全体が含まれるものとする。
 - (2) 市街化区域から1km以上離れた土地。ただし、敷地の一部が市街化区域から1km未満の範囲に含まれる土地を除く。

- (3) 一般国道41号、道路法第56条の規定により国土交通大臣が指定する主要な県道、別に定める都市計画道路のいずれかに面する土地。
- 5 申請建築物の用途が、第2項(4)に該当するものにあつては、犬山市旅館等建築指導要綱を遵守すると共に、同要綱に基づく勧告基準の構造、意匠、形態等に適合するものであること。ただし、施設の利用上、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。
- 6 申請建築物の用途が、第2項(5)に該当するものにあつては、別に定める基準に適合するものであること。
- 7 申請地及び申請建築物の規模は、事業計画に照らし適正なものであること。
- 8 申請の内容は、周囲の環境、景観と調和するものであり、かつ、観光資源の価値を損なうものでないこと。
- 9 道路、給排水施設等に係る管理者及び関係機関と協議の上、当該施設の整備、計画及び管理に支障が生じないものであること。また、排水による周辺への影響等について支障がない計画であること。
- 10 他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

令和4年4月1日一部改正

令和5年1月1日一部改正

別表1 第2項(5)に該当する休憩施設

(1)	飲食店	食堂、レストラン、喫茶店その他これらに類するもの（主としてアルコールを含む飲料を飲食させるものを除く）
(2)	休憩設備を備えた店舗等	日本標準産業分類の5891 コンビニエンスストア（営業時間中、観光客が無料で自由に使用できる便所、机及び4席以上の座席が設けられているものに限る）
(3)	温浴施設	愛知県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第2条に規定する公衆浴場（温泉法第2条に規定する温泉を利用する施設に限る）又はその他の公衆浴場
(4)	無人休憩所	無人休憩所その他これらに類するもの

別表2 第3項(4)に該当する施設

建築基準法別表第2		
(り)	二	キャバレー、料理店その他これらに類するもの
	三	個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに類する政令で定めるもの。

観光客を対象とした休憩施設に係る技術基準

運用基準第6項に定める基準は以下のとおりとする。

- 1 第2項第5号の「休憩施設」で、第4項第1号又は第2号に立地する施設は、次の各号に該当するものとする。
 - (1) 管理施設及び倉庫の規模は必要最小限とすること。管理施設と倉庫の合計面積は、建築物の延べ面積の2分の1を超えないこと。
 - (2) 申請地の形状は、原則として延長敷地形状でないこと。
 - (3) 車両の出入り口は、交差点、曲がり角、横断歩道及び横断歩道橋の昇降口から5メートル以内には設けないこと。
 - (4) 遮光のための塀等を敷地の外周に設け、自動車のヘッドライト等の光を有効に遮断できる対策が講じられていること。
 - (5) 別表1(2)に該当する施設にあつては、売り場面積が、30平方メートル以上250平方メートル未満であること。
 - (6) 申請地内に駐車場を設けること。
 - (7) 申請地の規模が500平方メートルを超えるものにあつては、敷地の主たる出入口が面する道路幅員は、6メートル以上とすること。
- 2 第2項第5号の「休憩施設」で、第4項第3号に立地する施設は、次の各号に該当するものとする。
 - (1) 前項(1)から(5)に該当すること。
 - (2) 別表1(1)に該当する施設にあつては、客席は、30人以上を適切に収容できる規模であること。
 - (3) 駐車場は客席又は収容人員の3人に対して1台の割合で算出した台数以上が適切に設けられていること。ただし、敷地の形状等から必要な台数分の駐車場を申請地内に設ける事が出来ない場合で、申請地に隣接する土地等で確保したものと合わせて、必要な台数分の駐車場を確保した場合にあつてはこの限りではない。
 - (4) 申請地の主たる出入口は第4項第3号に掲げる道路に直接面していること。

運用基準の解説

第1項第2号で想定される観光資源

- 犬山市観光戦略に掲げる観光資源
- 木曾川、飛騨木曾川国定公園、犬山温泉、犬山焼

第2項各号で想定される具体的な用途

該当号	用途	備考
第1号	○国定公園を望む展望台	
第2号	○木曾川うかい事業に係る施設 ○既存の観光資源となる施設自体の建築行為 ○観光資源を維持管理するための事務所 ○観光案内所、観光ガイドの事務所 ○観光用駐車場の管理施設 ○観光客用便所 ○みやげ物屋（農産物などの地場産品を含む）	
第3号	○木曾川を活用した事業に係る施設（定期観光船、日本ライン下り、ラフティング、観光つり橋、川遊び等） ○自然を活用した事業に係る施設（アウトドアベース犬山キャンプ場、八曾マス釣り場の施設整備を含む） ○既存の農地を観光農園化する際に必要となる施設 ○入鹿池の貸しボート等に係る施設 ○犬山温泉を活用した施設	既設の観光資源を活用するものであれば、新規の観光振興に資する事業の施設も対象となる
第4号	○ホテル、旅館、民宿 ○キャンプ場のバンガロー ○保養所	
第5号	○無料休憩施設 ○食堂、レストラン、喫茶店 ○休憩設備を備えたコンビニエンスストア	